

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年3月1日(2018.3.1)

【公表番号】特表2017-507920(P2017-507920A)

【公表日】平成29年3月23日(2017.3.23)

【年通号数】公開・登録公報2017-012

【出願番号】特願2016-546954(P2016-546954)

【国際特許分類】

A 6 1 K	36/185	(2006.01)
A 6 1 K	31/733	(2006.01)
A 6 1 K	31/194	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/16	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
A 6 1 K	31/715	(2006.01)
A 2 3 L	19/00	(2016.01)
A 2 3 L	33/105	(2016.01)
A 2 3 L	2/52	(2006.01)
A 2 3 L	2/38	(2006.01)
A 2 3 L	5/00	(2016.01)

【F I】

A 6 1 K	36/185	
A 6 1 K	31/733	
A 6 1 K	31/194	
A 6 1 P	3/04	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	9/16	
A 6 1 K	9/20	
A 6 1 K	9/14	
A 6 1 K	31/715	
A 2 3 L	19/00	Z
A 2 3 L	33/105	
A 2 3 L	2/00	F
A 2 3 L	2/38	C
A 2 3 L	5/00	K

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月15日(2018.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被検者での食事性脂肪吸収の低下における使用のための、オクラ植物種の食用部分を含む組成物。

**【請求項 2】**

フルクタン及び有機酸を更に含む、請求項1に記載の使用のための組成物。

**【請求項 3】**

前記フルクタンがイヌリンであり、前記有機酸がトリカルボン酸である、請求項2に記載の使用のための組成物。

**【請求項 4】**

組成物が、該組成物の全質量に基づき、約20質量%～約99質量%のオクラ植物種の食用部分、約0.5質量%～約50質量%のイヌリン、及び約0.5質量%～約20質量%のトリカルボン酸を含む、請求項3に記載の使用のための組成物。

**【請求項 5】**

組成物が、該組成物の全質量に基づき、約40質量%～約80質量%のオクラ植物種の食用部分、約2質量%～約40質量%のイヌリン、及び約5質量%～約15質量%のクエン酸を含む、請求項4に記載の使用のための組成物。

**【請求項 6】**

組成物が、医薬組成物、食品、食品サプリメント、栄養補助食品、食事代替品、飲料品又は飲料サプリメントである、請求項1～5のいずれか1項に記載の使用のための組成物。

**【請求項 7】**

ヒト又は動物の被検者において肥満症又は代謝性疾患を治療又は予防するための、請求項1～6のいずれか1項に記載の使用のための組成物。

**【請求項 8】**

医薬組成物が経口製剤の形である、請求項1～7のいずれか1項に記載の使用のための医薬組成物。

**【請求項 9】**

組成物がオクラ植物種に由来する多糖類を含む、請求項1～8のいずれか1項に記載の使用のための組成物。

**【請求項 10】**

前記多糖類が非デンプン性多糖類であり、胃又は小腸によって吸収性単位に分解されない、請求項9に記載の使用のための組成物。

**【請求項 11】**

組成物が、オクラ植物種に由来する以外の追加の食物纖維源を更に含む、請求項1～10のいずれか1項に記載の使用のための組成物。

**【請求項 12】**

組成物が、該組成物の全質量に基づき、約20質量%～約99質量%の、オクラ植物種の食用部分；該組成物の全質量に基づき、約0.1質量%～約90質量%の、オクラ植物種に由来する以外の追加の食物纖維源；及び該組成物の全質量に基づき、約0.001質量%～約50質量%の、1種以上のビタミン及び/又はミネラルを含む、請求項11に記載の使用のための組成物。

**【請求項 13】**

前記オクラ植物種がアベルモスクス属(*Abelmoschus*)に属している、請求項1～12のいずれか1項に記載の使用のための組成物。

**【請求項 14】**

オクラ植物種がアベルモスクス・エスクレンツス(*Abelmoschus esculentus*)、アベルモスクス・カイレイ(*Abelmoschus caillei*)(西アフリカのオクラとしても知られる)、アベルモスクス・マニホット(*Abelmoschus manihot*)、アベルモスクス・フィクルネウス(*Abelmoschus ficulneus*)、アベルモスクス・モスカツス(*Abelmoschus moschatus*)又はこれらの種の2つ以上のいずれかの混合物である、請求項13に記載の使用のための組成物。

**【請求項 15】**

前記オクラ植物種の食用部分が顆粒状又は粉末状である、請求項1～14のいずれか1項に記載の使用のための組成物。

**【請求項 16】**

前記オクラ植物種の食用部分が約180  $\mu\text{m}$ 未満の粒径を有する、請求項15に記載の使用のための組成物。

【請求項 17】

被検者において食事性脂肪吸収を低下させるための医薬の製造における請求項1～16のいずれか1項に記載の組成物の使用。

【請求項 18】

被検者において肥満症を治療又は予防するための医薬の製造における請求項1～16のいずれか1項に記載の組成物の使用。

【請求項 19】

被検者において代謝性疾患を治療又は予防するための医薬の製造における請求項1～16のいずれか1項に記載の組成物の使用。

【請求項 20】

被検者の体重を管理する非治療的方法であって、有効量の請求項1～16のいずれか1項に記載の組成物を投与することを含む、前記方法。

【請求項 21】

被検者の体重がコントロールされるか、維持されるか又は減少する、請求項20に記載の方法。

【請求項 22】

請求項1～16のいずれか1項に記載の組成物を含む、食品、又は食品サプリメント、又は栄養補助食品、又は食事代替品、又は飲料、又は飲料サプリメント。

【請求項 23】

請求項1～16のいずれか1項に記載の組成物を1種以上の担体及び/又は賦形剤と共に含む医薬組成物。

【請求項 24】

請求項1～16のいずれか1項に記載の組成物が、食品、食品サプリメント、栄養補助食品、食事代替品、飲料、又は飲料サプリメントの全質量に基づき、約0.1質量%～約50質量%を構成している、請求項22に記載の食品、又は食品サプリメント、又は栄養補助食品、又は食事代替品、又は飲料、又は飲料サプリメント。

【請求項 25】

請求項1～16のいずれか1項に記載の組成物が、医薬組成物の全質量に基づき、約0.1質量%～約50質量%を構成している、請求項23に記載の医薬組成物。

【請求項 26】

オクラ植物種の食用部分、フルクタン及び有機酸を含む組成物。

【請求項 27】

オクラ植物種の食用部分、フルクタン及び有機酸を、1種以上の担体及び/又は賦形剤と共に含む医薬組成物。

【請求項 28】

オクラ植物種の食用部分、フルクタン及び有機酸を含む食品、又は食品サプリメント、又は栄養補助食品、又は食事代替品、又は飲料、又は飲料サプリメント。

【請求項 29】

前記フルクタンがイヌリンであり、前記有機酸がクエン酸である、請求項26に記載の組成物、請求項27に記載の医薬組成物、もしくは、請求項28に記載の食品、又は食品サプリメント、又は栄養補助食品、又は食事代替品、又は飲料、又は飲料サプリメント。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

パッチサイズ2000錠に対する上記処方に従って成分を配合した。品目1をメッシュサイ

ズ#100で篩過し、品目2～5をメッシュ#30で篩過した。品目1を品目6と予備混合し、実験室規模のドラムブレンダーで2分間ブレンドした。次に、品目2～5を添加して、予備混合し、10分間均質にブレンドした。品目7をメッシュ#60で篩過した後に2分間のブレンドで滑沢性にした。ブレンドを870mgの質量の長円形の錠剤に圧縮した。次に、圧縮した錠剤を3パーセントの增量が達成されるまで品目8でコーティングした。

本発明のまた別の態様は、以下のとおりであってもよい。

[ 1 ] 被検者での食事性脂肪吸収の低下における使用のための、オクラ植物種の食用部分を含む組成物。

[ 2 ] フルクタン及び有機酸を更に含む、前記〔1〕に記載の使用のための組成物。

[ 3 ] 前記フルクタンがイヌリンであり、前記有機酸がトリカルボン酸である、前記〔2〕に記載の使用のための組成物。

[ 4 ] 組成物が、該組成物の全質量に基づき、約20質量%～約99質量%のオクラ植物種の食用部分、約0.5質量%～約50質量%のイヌリン、及び約0.5質量%～約20質量%のトリカルボン酸を含む、前記〔3〕に記載の使用のための化合物。

[ 5 ] 組成物が、該組成物の全質量に基づき、約40質量%～約80質量%のオクラ植物種の食用部分、約2質量%～約40質量%のイヌリン、及び約5質量%～約15質量%のクエン酸を含む、前記〔4〕に記載の使用のための組成物。

[ 6 ] 組成物が、医薬組成物、食品、食品サプリメント、栄養補助食品、食事代替品、飲料品又は飲料サプリメントである、前記〔1〕～〔5〕のいずれか1項に記載の使用のための組成物。

[ 7 ] ヒト又は動物の被検者において肥満症又は代謝性疾患を治療又は予防するための、前記〔1〕～〔6〕のいずれか1項に記載の使用のための組成物。

[ 8 ] 医薬組成物が経口製剤の形である、前記〔1〕～〔7〕のいずれか1項に記載の使用のための医薬組成物。

[ 9 ] 組成物がオクラ植物種に由来する多糖類を含む、前記〔1〕～〔8〕のいずれか1項に記載の使用のための組成物。

[ 10 ] 前記多糖類が非デンプン性多糖類であり、胃又は小腸によって吸収性単位に分解されない、前記〔9〕に記載の使用のための組成物。

[ 11 ] 組成物が、オクラ植物種に由来する以外の追加の食物纖維源を更に含む、前記〔1〕～〔10〕のいずれか1項に記載の使用のための組成物。

[ 12 ] 組成物が、該組成物の全質量に基づき、約20質量%～約99質量%の、オクラ植物種の食用部分；該組成物の全質量に基づき、約0.1質量%～約90質量%の、オクラ植物種に由来する以外の追加の食物纖維源；及び該組成物の全質量に基づき、約0.001質量%～約50質量%の、1種以上のビタミン及び/又はミネラルを含む、前記〔11〕に記載の使用のための組成物。

[ 13 ] 前記オクラ植物種がアベルモスクス属(*Abelmoschus*)に属している、前記〔1〕～〔12〕のいずれか1項に記載の使用のための組成物。

[ 14 ] オクラ植物種がアベルモスクス・エスクレンツス(*Abelmoschus esculentus*)、アベルモスクス・カイレイ(*Abelmoschus caillei*)（西アフリカのオクラとしても知られる）、アベルモスクス・マニホット(*Abelmoschus manihot*)、アベルモスクス・フィクルネウス(*Abelmoschus ficulneus*)、アベルモスクス・モスカツス(*Abelmoschus moschatus*)又はこれらの種の2つ以上のいずれかの混合物である、前記〔13〕に記載の使用のための組成物。

[ 15 ] 前記オクラ植物種の食用部分が顆粒状又は粉末状である、前記〔1〕～〔14〕のいずれか1項に記載の使用のための組成物。

[ 16 ] 前記オクラ植物種の食用部分が約180 μm未満の粒径を有する、前記〔15〕に記載の使用のための組成物。

[ 17 ] 被検者において食事性脂肪吸収を低下させる方法であって、有効量の前記〔1〕～〔16〕のいずれか1項に記載の組成物を投与することを含む、前記方法。

[ 18 ] 被検者において肥満症を治療又は予防する方法であって、有効量の前記〔1〕～

[16] のいずれか1項に記載の組成物を投与することを含む、前記方法。

[19] 被検者において代謝性疾患を治療又は予防する方法であって、有効量の前記[1]～[16]のいずれか1項に記載の組成物を投与することを含む、前記方法。

[20] 被検者の体重を管理する非治療的方法であって、有効量の前記[1]～[16]のいずれか1項に記載の組成物を投与することを含む、前記方法。

[21] 被検者の体重がコントロールされるか、維持されるか又は減少する、前記[20]に記載の方法。

[22] 前記[1]～[16]のいずれか1項に記載の組成物を含む、食品、又は食品サプリメント、又は栄養補助食品、又は食事代替品、又は飲料、又は飲料サプリメント。

[23] 前記[1]～[16]のいずれか1項に記載の組成物を1種以上の担体及び/又は賦形剤と共に含む医薬組成物。

[24] 前記[1]～[16]のいずれか1項に記載の組成物が、食品、食品サプリメント、栄養補助食品、食事代替品、飲料、又は飲料サプリメントの全質量に基づき、約0.1質量%～約50質量%を構成している、前記[22]に記載の食品、又は食品サプリメント、又は栄養補助食品、又は食事代替品、又は飲料、又は飲料サプリメント。

[25] 前記[1]～[16]のいずれか1項に記載の組成物が、医薬組成物の全質量に基づき、約0.1質量%～約50質量%を構成している、前記[23]に記載の医薬組成物。

[26] オクラ植物種の食用部分、フルクタン及び有機酸を含む組成物。

[27] オクラ植物種の食用部分、フルクタン及び有機酸を、1種以上の担体及び/又は賦形剤と共に含む医薬組成物。

[28] オクラ植物種の食用部分、フルクタン及び有機酸を含む食品、又は食品サプリメント、又は栄養補助食品、又は食事代替品、又は飲料、又は飲料サプリメント。

[29] 前記フルクタンがイヌリンであり、前記有機酸がクエン酸である、前記[26]に記載の組成物、前記[27]に記載の医薬組成物、もしくは、前記[28]に記載の食品、又は食品サプリメント、又は栄養補助食品、又は食事代替品、又は飲料、又は飲料サプリメント。